

## 慶弔規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人中播広域シルバー人材センターの役職員の弔事に関する必要な事項を定めるものとする。

(給付)

第2条 役職員の疾病、傷害、火災、弔事等があった場合には、別表に掲げる基準により給付金を決定する。

2 前項の負傷の程度は、当該疾病、傷害等で10日以上入院加療した場合とする。

(特別な場合の取扱)

第3条 理事長は、会員の公務上の災害（死亡又は疾病、傷害）によるときは、別途協議して支出を決定することができる。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会において決定するものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の日から施行する。

別表

1 死亡又は疾病、傷害による入院の見舞

区分	死 亡				疾病・傷害 本人
	本人	配偶者	父母子 (義・養含)	同居親族	
役員 (理事・監 事)	20,000円 弔電	10,000円 弔電	10,000円 弔電	5,000円	5,000円
職員	20,000円 弔電	10,000円 弔電	10,000円 弔電	5,000円	5,000円

2 住宅火災の見舞

	火災 (半焼以上)
役員、職員	10,000円